

目 次

1	契約社員（有期雇用労働者）と労働法	1
2	均衡・均等待遇（同一労働同一賃金）	4
3	待遇についての説明義務	10
4	相談体制の整備等	12
5	労働契約を結ぶとき	14
6	就業規則	18
7	賃金	21
8	労働時間・時間外労働	24
9	年次有給休暇	33
10	安全衛生	36
11	ハラスメントの防止	38
12	働く女性に関する法律	41
13	育児休業、介護休業等	42
14	労働契約の終了・更新	47
15	労働保険（雇用保険・労災保険）	56
16	社会保険（健康保険・厚生年金保険）	59
17	税金	62
18	労働組合	64
	相談窓口案内	65

※本冊子で説明している法律・制度などは、特に注のない限り、令和3年2月現在のものです。

この冊子の本文中で、下記の法令等について次の略称を用いることがあります。

- ・法・・・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（またはパートタイム・有期雇用労働法）
- ・規則・・・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則
- ・指針・・・事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針
- ・同一労働同一賃金ガイドライン・・・短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針
- ・労基法・・・労働基準法
- ・労基則・・・労働基準法施行規則
- ・均等法・・・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- ・育児法・・・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- ・基 準・・・有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準
- ・労契法・・・労働契約法
- ・働き方改革関連法・・・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律